

堀部クリニック介護医療院 施設運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団ライフプロモートが運営する堀部クリニック介護医療院（以下「施設」という）が行う介護医療院サービス（以下「サービス」という）の適切な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、長期にわたる療養を必要とする要介護者（以下「利用者様」という）に対し、適正なサービスを提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場にたつてサービスの提供に努める。

施設の従事者は、利用者様の心身の状態を踏まえて、可能な限りその者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画書に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他の医療を行うことにより、利用者様の心身の機能の維持回復を図る。

事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行い、地域との交流に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一、 名称：堀部クリニック介護医療院
- 二、 所在地：〒501-0407 岐阜県本巣市仏生寺24番地5

(職員の種類、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一、 管理者 兼 医師 1名 (兼任)

施設の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、利用者様に対して健康管理及び療養上の指導を行う。

- 二、 看護職員 8名 (兼任)

介護医療院の施設サービスの計画に基づき、利用者様に対して健康管理及び療養上の看護業務を行う。

- 三、 介護職員 8名 (兼任)

介護医療院の施設サービスの計画に基づき、利用者様の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

四、理学療法士 5名（兼任）

医師、その他の職種の者と共同し、リハビリテーション実施計画を作成するとともに、効果的な機能訓練を行えるように指導する。

五、介護支援専門員 1名（兼任）

介護医療院における施設サービス計画書の作成。ご家族様からの苦情や相談の対応。介護申請の援助や支援等。

六、管理栄養士 1名（兼任）

食事の献立作成、栄養計算、利用者様に対する栄養マネジメント等を行う。

（入所定員）

第5条 当施設はI型の介護医療院であり、施設入所者の定員は12人とする。

（利用者様に対する施設サービスの内容）

第6条

- 一、食事の提供
- 二、入浴の介助、特別入浴の介助
- 三、診療
- 四、排せつ
- 五、褥瘡の予防
- 六、離床、着替え、整容等の日常生活の世話
- 七、機能訓練
- 八、相談、援助
- 九、レクリエーション行事
- 十、施設サービス計画書の作成

（利用料・その他の費用の額）

第7条

- 一、本事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスである時はその1割、2割又は3割とする。
- 二、居住費、食費の利用料については、下記の通りとする。なお厚生労働大臣が定める利用者負担段階の該当者については、市町村から交付される「介護保険負担限度額証」に記載された負担限度額とする。
- 三、前項の利用料の他、次に掲げる費用の額の支払いを受けることとする。
 - ① 食費（通常食） 1800円/日（朝食400円 昼食700円 夕食700円）
（経管食） 500円/食
 - ② 居住費 700円/日

- ③ おやつ代 100円 /日
- ④ レク代 100円 /回 (利用者希望参加の特別なレクの際のみ徴収)
- ⑤ 散髪代 1200円 /日
- ⑥ 洗濯代 500円 /回 又は7000円 /月
- ⑦ 電気代 50円 /日 (コンセント1口につき)

費用の支払いを受ける場合には、利用者様又はご家族様に対し、事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者様がサービスの提供を受ける際に、留意すべき事項は次の通りとする。

- (1) 利用者様は施設の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の説明に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- (2) 利用者様は施設の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(身体拘束)

第9条 当施設は、身体拘束等の適正化のために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 対策を身体拘束の適正化を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業員に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を定める。
- (3) 介護職員その他従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施する。
- (4) サービス提供にあたっては、利用者様の生命または身体の保護をするため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者様の行動を制限する行為は行わない。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、ご家族様の同意を得たうえで、身体拘束廃止に関する手順に従い、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況及びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待を防止するための指針を定める。
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修を実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を定める。

(5) その他虐待防止のために必要な措置

事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(研修・勉強会等)

第11条 事業者は、指定通所介護にあたる従業者の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関等が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 当施設は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

- 一、消火、通報及び避難の訓練（年1回）
- 二、消防設備、施設等の点検及び整備
- 三、従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四、その他防火管理上必要な業務

(苦情処理)

第13条 当施設は、提供したサービスに関する利用者様、ご家族様からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者様及びご家族様に説明するものとする。

利用者相談・苦情窓口	堀部クリニック介護医療院	058-324-8181
当事業者以外の窓口	もとす広域連合	058-320-2266
	岐阜県国民健康保険団体連合会	058-275-9825

(カメラの設置)

第14条 特定の部屋に転倒防止等の安全対策のため、記録室にてモニターを行っております。契約時に同意を得て実施します。

(事故発生時の対応)

第15条

- 一、当施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者様のご家族に連絡をするとともに、必要な措置を行う。
- 二、当施設は、サービスの提供に伴って、施設の責めに帰すべき事由により賠償すべき

事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(個人情報の保護)

第16条

- 一、当施設が得た利用者様及びそのご家族様の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者様又はご家族様の了解を得るものとする。
- 二、従事者は、業務上知り得た利用者様又は、その家族様の秘密を保持する。
- 三、当施設は、従事者であった者に業務上知り得た利用者様ご家族様の秘密の保持をさせるため従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

(運営に関する重要事項)

第17条 当施設は医師の宿直を行わないものとする。

同一敷地内にある診療所との連携が確保されており、当該介護医療院の利用者様の病状が急変した場合に、診療所の医師が速やかに診察を行う体制が確保されている為。

第18条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団ライフプロモートと施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、令和2年 1月1日から施行する。
この規定は、令和2年12月2日から施行する
この規定は、令和5年 6月1日から施行する
この規定は、令和6年 4月1日から施行する
この規定は、令和6年12月1日から施行する